

水の都指定居宅介護支援事業所運営規定

（事業の目的）

第1条 医療法人三成会が開設する水の都指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある被保険者（以下「要介護者」という）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員及び管理者（以下「介護支援専門員等」という）は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう要介護認定に関する調査及び居宅サービス計画作成に係る援助を行う。また、居宅サービス計画の原案内容については、文章により利用者またはその家族の同意を得ることとする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス提供機関と綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする

（事業を行う事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 水の都居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 徳島市北島田町一丁目4 6 番 1 1

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事務所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤 介護支援専門員と兼務）
管理者は事務所の従業員の管理及び業務の管理を行うものとする。
- (2) 介護支援専門員 3名以上（常勤）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

（指定居宅介護支援の内容及び利用料）

第6条 指定居宅介護支援の内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 要介護認定に関する調査
- (2) 要介護者等の依頼の基づく居宅サービス計画の作成
- (3) 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定する事業所内及び利用者宅その他必要と思われる場所において行うものとする。

(居宅介護支援の具体的取扱方針)

第7条 居宅介護支援の具体的取扱方針は次の通りとする。

- 1 介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者会議を必ず開催することとする。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについては、担当者に対する照会等によることで、差し支えないこととする。
- 2 各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共有することを、サービス担当者会議の目的として明確化することとする。
- 3 介護支援専門員は、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録しなければならないこととする。
- 4 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその利用を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- 5 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、当該計画に福祉用具購入が必要な理由を記載しなければならない。
- 6 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受けるにあたっては、当該指定居宅介護支援事業者が本来行うべき指定居宅支援の業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう、業務の範囲及び業務量について十分に配慮しなければならない。
- 8 利用者は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができることとする。
- 9 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが出来ることとする。
- 10 利用者に、入院時に入院先の医療機関に担当の介護支援専門員の使命を提供するように依頼することとする。
- 11 ケアマネジメントの公正中立性の確保を図るために前6カ月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスの利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合などにつき文書の交付及び口頭により説明し、利用者から署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は徳島市・板野郡・名西郡を区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために次の措置を講ずるものとする。

- 1 (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- (4) 責任者は管理者とする。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市役所に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

10条 介護支援専門員等は、居宅介護支援を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

11条 事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならないこととする。

12条 事業所は、提供した居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口を設置し、苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

13条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修期間が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務姿勢を整備する。また、研修後受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修採用後1カ月以内
- (2) 虐待防止に関する研修年1回
- (3) 権利擁護に関する研修年1回
- (4) 認知症ケアに関する研修年1回
- (5) 感染症に関する研修年1回

2 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とするものとする。

4 事業所は指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。

（事業継続計画）

第14条 事業継続計画（BCP）の算定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けれるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に伴い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

第15条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染予防に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し提示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は 令和 6年 11月 18日から施行する。